二十三、株式会社マルノに対する件

昭和四十五年（排）第四十六号

排除命令

北海道釧路市共栄大通り一丁目十二番地

株式会社　マルノ

右代表者　代表取締役　野間清一郎

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　株式会社マルノは、昭和四十五年六月二日および三日を売出し日とする家具類の取引に関する新聞折込みビラの配布を受けた一般消費者の誤認を排除するために、同社が、右ビラで、

(一)　「家具半額市」等と記載し、同社が販売しようとする家具類の大部分が半額であるかのように表示しているが、実際の販売価格は、同社がかつて販売したことのある価格に比して、一部の家具類が半額であるにすぎず、大部分の家具類が半額ではなかった旨

(二)　「二八、八〇〇円のもの一四、〇〇〇円」および「三二、〇〇〇円のもの一六、〇〇〇円」と表示したサイドボード、「三二、〇〇〇円の品一八、五〇〇円」と表示したソファベッド、「一四、〇〇〇円の品八、五〇〇円」と表示した長

椅子および「九八、〇〇〇円の品六五、〇〇〇円」と表示したご婚礼セットタンスについて、実際に販売しようとした価格に比較対照して表示した価格は、同社が、実際に販売しようとした価格を安くみせかけるための架空の価格であった旨

をすみやかに広告しなければならない。この広告については、あらかじめ当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、その販売する家具類について、今後、新聞広告、ビラその他これらに類似するものにより広告するときは、本件事実と同様の記載をすることにより、当該商品の価格について実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される広告をしてはならない。

三　同社は、第一項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　株式会社マルノ（以下「マルノ」という。）は、肩書地に事務所を置き、肩書地所在の店舗および北海道釧路市共栄大通り二丁目ならびに同市白金町一丁目所在の店舗において、家具および衣料品の小売業を営む事業者である。

二　マルノは、北海道釧路市栄町八百二番地所在の釧路栄町会館における昭和四十五年六月二日および三日を売出し日とする家具類の販売について、同年六月一日にビラ（別添写）約二万五千枚を新聞販売店を通じて、北海道新聞に折込み、釧路市一円における同新聞の購読者である一般消費者に配布した。

三　マルノは、前記ビラにおいて、

(一)　「家具半額市」等と記載し、同社が販売しようとする家具類の大部分の販売価格が半額であるかのように表示し、

(二)　また、各種家具の写真を掲げているが、そのうち、サイドボードについて、「高級サイドボード二八、八〇〇円のもの一四、〇〇〇円」および「高級サイドボード三二、〇〇〇円のもの一六、〇〇〇円」とソファベッドについて、「三二、〇〇〇円の品

を一八、五〇〇円」と、長椅子について、「長イス（三人掛）一四、〇〇〇円の品八、五〇〇円」と、ご婚礼セットタンスについて、「ご婚礼セットタンス九八、〇〇〇円の品六五、〇〇〇円」と表示している。

四　しかるに、マルノが前記ビラにおいて、

(一)　「家具半額市」と記載した家具類の実際の販売価格は、マルノにおいて、かつて販売したことのある価格に比して、一部の家具類が半額であるにすぎないものであって、大部分が半額であるとは認められず、

(二)　また、「二八、八〇〇円のもの一四、〇〇〇円」および「三二、〇〇〇円のもの一六、〇〇〇円」と表示したサイドボード、「三二、〇〇〇円の品一八、五〇〇円」と表示したソファベッド、「一四、〇〇〇円の品八、五〇〇円」と表示した長椅子（三人掛）および「九八、〇〇〇円の品六五、〇〇〇円」と表示したご婚礼セットタンスについて、同社が、実際に販売しようとする価格に比較対照して表示した価格は、マルノの周辺地区における家具類の小売店が当該商品およびこれと同種の商品を販売する場合の価格に比して相当高い価格であって、市価を表示したものとは認められず、また、メーカーが推奨した小売価格あるいは同社においてかつて販売したことのある価格を表示したものでもなく、したがって、当該比較対照価格は、いずれも、同社が実際に販売しようとした価格を安くみせかけるための架空の価格である。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、マルノは、その販売しようとする家具類の価格について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであって、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められ、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十五年十一月九日

公正取引委員会

委員長　谷村　裕
委員　有賀美智子
委員　高橋勝好
委員　柿沼幸一郎
委員　橋本徳男

別添写


空前のスケールで展開する！
家具大展示即売会
創業の大感謝！最高級オール家具の超安値決定版！
＊とき 6月2日～3日（2日間）
（午前9:30～午後6時）
＊ところ 栄町会館2階大ホール
14,000円
38,800円
80セット大放出
16,000円
16,000円
9,800円
17,500円
18,500円
21,500円
33,000円
8,500円
下駄箱
4,200円
2,800円より
3,600円より
7,800円より
13,800円
3,800円
4,200円
5,200円
6,200円
56,000円
65,000円
96,000円
6,500円
12,500円
16,800円
マルノ百貨店